

コロナウイルスと社会保障

新型コロナウイルス感染症（covid 19）の拡大を受け、国は次のような生活を支えるための支援制度を設けております。制度内容は、市町村単位などで多少異なる点があります。

まずは、お住まいのある市町村の相談窓口へご相談ください。

生活困窮者 自立相談支援事業

【内容】

様々な課題を抱え生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を目的とし、市町村の社会福祉協議会が窓口で実施している事業。

【相談窓口】

お住まいの市町村社会福祉協議会 窓口

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、支給される

【相談窓口】

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金コールセンター

緊急小口資金・ 総合支援資金

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付制度

【相談窓口】

お住まいの市町村社会福祉協議会 窓口

社会保険料等の猶予

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に不安を感じておられる方への緊急対応策の一つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

【相談窓口】

お住まいの市役所の保険料や収納担当課

もっと知りたいと言う方は、お気軽にお電話ください。

当がん相談支援センターではメールでの相談にも対応しています。



高知大学医学部附属病院 がん相談支援センター

TEL088-880-2179 (平日8:30~17:15)

当センターホームページ→

